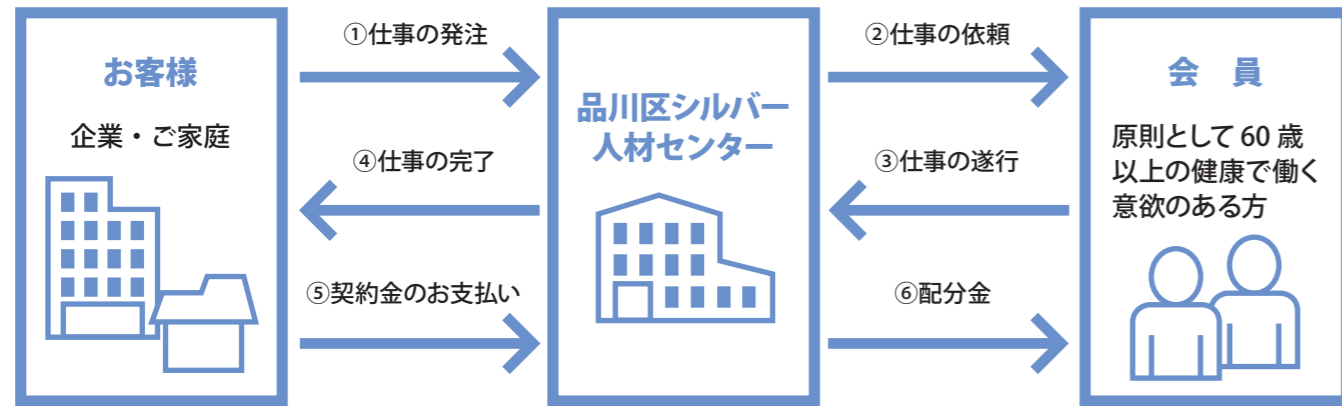


請負・委任

請負契約

お客様と仕事に就く会員間に雇用関係・指揮命令関係はありません。



請負・委任

働き方の特徴	シルバー人材センターが請負・委任で受注した仕事を、会員が再請負・再委任の形で働きます。
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な業務（概ね月10日程度以内） 又は軽易な業務（週20時間未満のもの）
雇用関係の有無	なし
発注者の指揮命令	受けない
会員が加入する保険	シルバー総合保険
発注者との契約当事者	シルバー人材センター
社会保険・雇用保険の適用	なし

就職ではないことに注意

シルバー人材センターで扱う仕事は、臨時的・軽易な仕事を中心とします。長期契約の仕事では、複数の会員によるグループ就業やローテーション就業が行われることがあります。

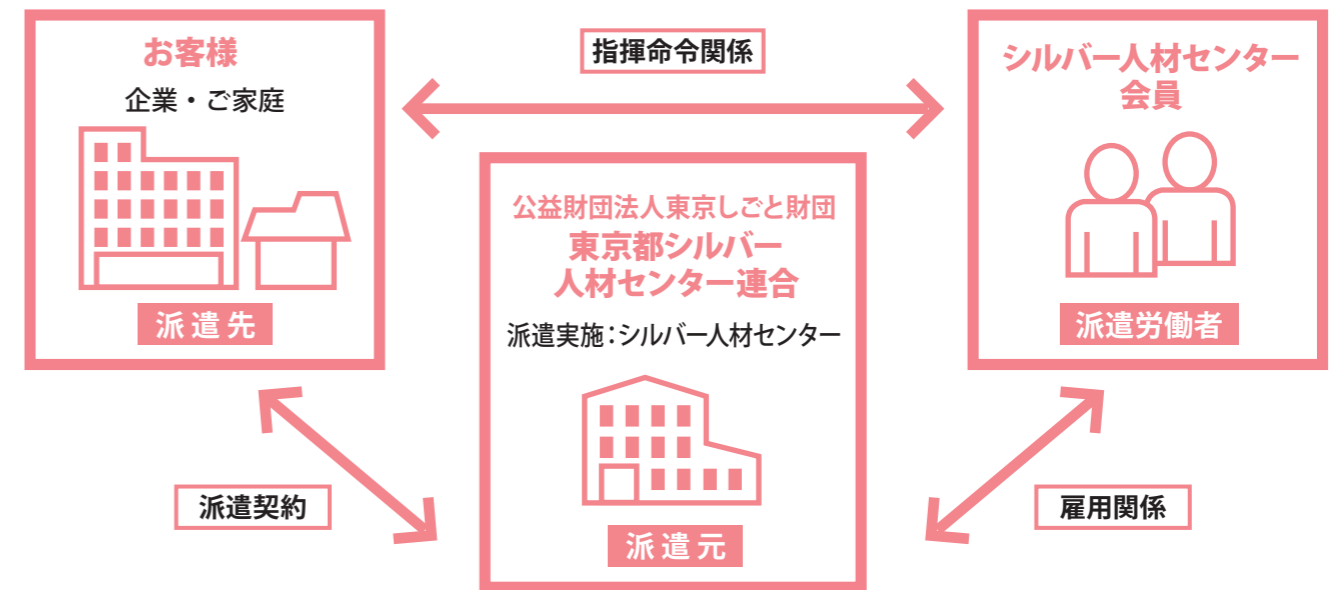
雇用関係がないので、社会保険、労働保険等は適用されません。そこで、会員が安心して働けるよう、仕事中のケガや仕事先で物などに損害を与えた場合に、それを補償するシルバー団体保険（傷害・賠償責任）が設けられています。

仕事が少ない場合や条件によっては、必ず就業できるとは限りません。従って、シルバー人材センターでは、毎月いくら払うといった収入の約束や就業日数の保障はしていません。

派遣

派遣契約

シルバー人材センターは、お客様と労働者派遣契約、会員と雇用契約を締結して、会員をお客様の元へ派遣します。お客様と就業会員の間には指揮命令関係が発生します。



シルバー派遣

働き方の特徴	派遣される期間中は派遣元に雇用された上で、派遣先からの指揮命令を受けて働きます。
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な業務（概ね月10日程度以内） 又は軽易な業務（週20時間未満のもの）
雇用関係の有無	あり（※労働契約は公益財団法人東京しごと財団と締結）
発注者の指揮命令	受ける
会員が加入する保険	労働者災害補償保険 シルバー総合保険
発注者との契約当事者	公益財団法人東京しごと財団 東京都シルバー人材センター連合（派遣元） シルバー人材センター（実施事業所）
社会保険・雇用保険の適用	なし

派遣会員をご希望の方

シルバー派遣登録会員として別途登録していただけます。

会員登録 手続きの流れ

- ① センターから派遣の仕事（業務内容、勤務時間、場所など）を紹介いたします。
- ② 紹介した内容でご納得していただけたら、派遣先で従事していただけます。